

当社は下記の2点を行動計画とする。

社員が子育てに係る時間を増えさせるよう、社員全体の働き方の見直しを行う

計画期間：令和8年7月1日 ～ 令和11年6月30日まで
約3年間

内 容：始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
男性の平均育児休業取得率を50%とする
正社員1人当たりの各月ごとの法定時間外取得率を20時間未満とする
[方策と実施時期]
令和8年 6月1日～ 検討
令和8年 7月1日～ 制度の周知と実施

仕事と生活のバランスを保つために、年次有給休暇の取得促進の実施

計画期間：令和8年7月1日 ～ 令和11年6月30日まで
約3年間

内 容：年次有給休暇が取得しやすい職場環境を作る
[方策と実施時期]
令和8年 6月1日～ 検討
令和8年 7月1日～ 制度の周知と実施